

神戸市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 児童養護施設におけるケア単位の小規模化等、児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るための改修、ファミリーホームを新設する場合の建物の改修等を実施することにより、児童養護施設入所児童等の生活向上を図ることを目的とする。

(対象事業)

第2条 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（以下「本事業」という。）の対象となる事業は次の1～3のとおりとする。

1 入所児童等の生活環境改善事業

次の①又は②に該当する事業

- ① 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設又は児童自立支援施設において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の内部改修、設備整備及び備品の購入を行う事業。
- ② 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター又はひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、入所児童等の生活向上を図るため、老朽化した乳児・児童用のベッド、乳児呼吸モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全の確保のために必要な備品の更新、フローリング貼・カーペット敷等の設備の更新及び内部改修を行う事業。

2 ファミリーホーム等開設支援事業

ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、小規模分園型（サテライト）母子生活支援施設又は児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業。

3 児童家庭支援センター開設支援事業

既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる経費を支弁する事業。

(対象事業の制限)

第3条 次の1～3のとおり事業の制限をする。

- 1 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。
- 2 第2条の1から3の各事業については、事業を行う施設等1か所につき1回限りとする。ただし、以下の(1)から(3)に該当する場合はこの限りではない。
 - (1) 児童養護施設において、小規模かつ地域分散化を図るために必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業を実施する場合。
 - (2) 乳児院において、ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を整備するために必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業を実施する場合。

(3) 災害等やむを得ない事業により再び同様の事業を実施する場合。

3 第2条の1①、2、3の事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業を実施した施設等の運営等を予定している場合に対象とすること。

(補助の金額)

第4条 この要綱による補助の金額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、神戸市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付申請書(様式第1号)及び関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定に基づく申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、神戸市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助事業等の変更等)

第7条 補助事業者等は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書(様式第3号)及び関係書類を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書(様式第5号)又は補助事業等中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により、補助事業者等に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 第6条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた事業者は、神戸市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(補助金の支払い)

第9条 補助金は、前条の請求書を受けて支払うものとする。

(補助金の精算等)

第10条 申請者は、補助金の交付決定を受けた事業が完了したときは、速やかに、神戸市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実績報告書兼精算書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 前項による実績報告書兼精算書を市長が適当と認めた場合において、精算額が交付決定額に満たない場合は、市長は、その差額を返還させるものとする。

(補助金の交付額の確定等)

第11条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて現地調査等により、補助事業等の成果が補助金の交付の決

定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けようとしたとき又は受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき。

(帳簿等の備え付け)

第13条 申請者は、補助金の交付決定を受けた事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了月の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(調査、報告等)

第14条 市長は、必要あると認めるときは、補助事業者に対して補助金の執行状況等について必要な書類、帳簿等を調査し、必要な報告を求め、又は必要な勧告、助言等を行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども家庭局長が定める。

(留意事項)

第16条 事業により取得した財産については、実施要綱の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。なお、事業完了後においては、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

附則

この要綱は、平成28年5月12日から施行する。

この要綱は、令和2年1月16日から施行する。

この要綱は、令和3年1月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業名	補助金限度額	対象経費
入所児童等の生活環境改善事業	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームにかかる事業分 1か所あたり 8,000,000円 里親、児童家庭支援センター、ひとり親家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分 1か所あたり 1,000,000円	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業に必用な改修費、設備整備費、備品購入及び賃借料等
ファミリーホーム等開設支援事業	1か所あたり 8,000,000円 ※ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの開設にあたり、改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用（10,000千円を上限）を加算	
児童家庭支援センター開設支援事業	1か所あたり 3,000,000円	